

平成23年(行ウ)第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

原告ら第8準備書面（最終）

平成26年3月31日

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御 中

原告ら訴訟代理人 弁護士 板 井 俊



同復代理人 弁護士 野 方 洋



同復代理人 弁護士 橋 本 和



頭書事件につき、原告らは、以下のとおり、弁論を準備する。なお、略語等は従前の例による。

第1 本準備書面の目的

本準備書面は、従来の原告ら主張を前提として、証人尋問等の結果を踏まえて、従前の主張の補充を行うことを目的とするものである。証人尋問の結果を踏まえ、必要な限度で主張を補充するものであるため、極力、従来の主張と重複しないように記載した。

第2 自己資金調達状況の確認義務違反について

- 1 山本町長が、平成21年2月10日の時点で、事業を開始できない場合

には国に対して補助金を返還すべきことを認識していたこと

山本町長は、本件で第1回目の補助金交付（2億円）をした平成21年2月10日の時点で、「農林水産省から補助金の交付を受けたにもかかわらず、事業自体が開始できなかった場合には、遅かれ早かれ国から補助金返還命令が下されることになる」という認識であった（山本2回目2～3頁）。

なお、山本町長は、平成22年4月及び同年11月の議会において、御船町から国に対して補助金を返還するための原資を捻出するために、地方財政法4条の4第3号に基づく御船町の財政調整基金の取り崩しを提案し、その際の説明として、補助金適正化法に基づく加算金が約3,700万円ほど付くことを強調したことを認める一方で（山本2回目4頁）、本訴訟においては、「法的には、補助金返還命令の要件を欠いている」との主張をしている点につき、議会への説明時には「そういうことは言っていない」と供述した（山本2回目4頁）。山本町長のこの供述は、山本町長が補助金返還をめぐって、議会に対して、法的に正確な説明をしていなかったことを真正面から認めるものである。

2 山本町長が、訴外会社から補助金の返還を受けられない場合には、御船町が自らの財政を切り崩して国に補助金を返還すべきことを認識していたこと

山本町長は、いったん訴外会社に補助金を交付し、その後、国に対して補助金返還をしなければならなくなった場合において、「もし（訴外会社から、補助金が）自主返還されないとする場合は、返還命令が」出て、最終的に国に対して、御船町が補助金を返還しなければならないことを認めた（山本2回目6頁）。

この点、被告は、その準備書面(3)6頁目上から5行目において、「間接補助事業者が事業を遂行しなかった場合に、自らの財政を用いて、国に対し、受領した補助金の全額を返還せざるを得ない法的地位にあったわけではな

い」と主張していることに真っ向から反する供述である。

4 山本町長が、本件補助金を、事業のための用地購入費に充ててはならないことを、平成21年2月10日の時点で知らず、これを知ったのは第2回目の補助金支出をした平成21年5月29日以降であったという供述

本件事業は、本件交付金の根拠である「地域バイオマス利活用交付金実施要綱」及び、同要綱を補完する「地域バイオマス利活用交付金実施要領」「別添2（第2の2関係）事業実施に当たっての留意事項」（甲第17号証）によれば、「事業実施主体が市町村」等である場合に限り、「用地費」を助成の対象とすることができるとされ（別添2（第2の2関係）2(4)ア(オ)a）、これを換言すれば、「民間企業」である訴外会社開発株式会社が事業実施主体である本件においては、そもそも、国からの補助金を工場用地の取得のために使用することができない（この点は、被告においても争いが無い）。

しかし、山本町長は、平成21年2月10日の時点で、この要領の中身自体を知らなかった旨供述した（山本2回目6頁）。そして、原告ら代理人からの再三にわたる質問に対し、その要領の内容を担当者から聞いたのが平成21年5月29日以降のことであったと供述した（山本2回目6頁）。

この供述は、要するに、執行責任者である山本町長自身が、補助金を支出するにあたり、補助金交付の根拠である要領の内容の重要部分を知らなかったということであるが、本件では、まさに「補助金からは事業用地が購入できない」からこそ、事業開始のためには、用地を確保するための自己資金の調達が極めて重要になるのである。

しかし、山本町長が、本件補助金の根拠となる本件要領の内容を知らなかったこと自体があり得ないことである。

また、山本町長は、本件事業が開始できなければ、御船町が自らの財政を切り崩して国に対して補助金返還をしなければならなかったことを認識していたのであるから、本件補助金の執行にあたり、その根拠である本件要

綱や要領の内容、とりわけ、「補助金を用いて事業用地を購入できるか否か」という基本的な点を知っておくべきことは当然のことである。したがって、山本町長は、本件要領、要綱の内容のうち基本的な事項すら確認できていなかった点につき、御船町の財政を守るべき立場として、重大な過失があったことは明らかである。

5 事業用地は「購入」（売買）を前提にしていたこと

山本町長は、本件事業用地を熊本県が運営する御船町所在の白岩工業団地のA区画を購入するということで交渉をしていたことを知っていた（山本2回目8頁）。

しかしながら、山本町長自身は、本件要領において、「補助金を用いて事業用地を購入できない」とされていることを知らなかったため、1回目の支出時である平成21年2月10日の時点では、自己資金が用意できなかったとしても事業自体が開始できないとまでは「考えていなかった」と証言した（山本2回目9頁）。

しかし、本件事業用地を購入（売買）により取得するのであれば、最低でもその価額分の自己資金（約1億8500万円、乙82）が必要であることは自明であり、その他にも運営費などの諸費用が必要になるから、その確保ができなければ事業が開始できず、御船町が自らの財政を切り崩して国に対して補助金返還をしなければならないことは十分に予見可能である。

6 旧春野町の事例がまったく考慮されていないこと

そして、山本町長は、野口課長、芥川係長、島田主査（いずれも当時）に、高知県旧春野町への調査を命じておきながら、その旅行復命書において、旧春野町においては工場用地の確保ができなかったために、旧春野町が事業会社から3,850万円の返還を受けて国に返還した事例の報告を受けたことについて、決済印は押したものの「細かな内容についての報告が、ちょっと記憶にない」などと供述した（山本2回目11頁）。

しかし、一方で、尋問中に原告ら代理人から提示された旅行復命書（甲40の2）を見た上で「当然、これを見てみますと春野町では、そういうことだったのかなという認識になります」と供述し、復命書を見た当時には、旧春野町での事態を把握していたかのような供述をしながら、結局、旧春野町の補助金返還の事例は特に認識しなかった、と供述した（山本2回目11頁）。

このような山本町長の供述は、旧春野町の失敗事例を参考にしていれば、事業用地を確実に取得して事業開始に至らなければ、補助金返還という事態となることを予見できたにもかかわらず、これを怠ったものと評価されるべきである。

7 日本政策金融公庫からの融資があると轻信したこと

山本町長は、日本政策金融公庫からの融資について、平成21年2月10日の時点において、「（融資が）確実に取れるとか、取れないとかという内容の報告は記憶に」ない状態で、「元々国が認めた事業ですので、できるという、やるという認識の方があって、金融公庫の方もその流れで行くのかなという認識」の下で、補助金交付に至った旨供述した（山本2回目12頁）。

しかし、農林水産省が補助金交付決定をしたからといって、農林水産省とは別個の観点で運営される金融機関である日本政策金融公庫からの融資が当然になされるとは限らないのであるから、このような山本町長の供述は、事業を開始できなければ自らの財政を切り崩す立場にあった御船町の首長として重大な結果回避義務違反がある。

8 訴外会社の出資金が3,310万円しか集まらなかったことを平成21年6月まで知らなかったと供述したこと

そして、山本町長は、訴外会社が日本政策金融公庫からの融資を受けられるか否かに重大な影響を及ぼすと考えられる訴外会社の出資金につき、平成21年6月頃になって知った旨供述した（山本2回目13頁）。

また、その前提として、訴外会社の設立段階で、当初、熊電施設の会長の協力により6,000万円の出資がなされる予定であったこと、あるいは、1億円の出資がなされるような話もあったことも知っていたと供述した（山本2回目12頁）。

一方で、山本町長は、訴外会社が日本政策金融公庫からの融資を受けるにあたり、出資金の額が問題になるという話を...氏から聞いていなかったと供述し、また、山本町長自身も、「政府系金融機関ということで、出るという認識のほうが強かった」（山本2回目14頁）、部下に対しても、「特段の確認をしなかった」というのであり、結局、融資の実行にあたって、出資金の額が問題になるという認識すらなかった旨供述した。

しかし、御船町から提出された訴外会社の現在事項全部証明書（乙16の2）は、平成20年12月5日付けで取得されたものであり、遅くとも、その直後には御船町もその内容を確認していると考えられ、執行責任者である山本町長も、その頃には出資金が3,310万円しか集まらなかったことを知っていたと考えられるから、この点に関する山本証言はまったく信用できない。仮に、百歩譲って、山本町長自身が、この平成20年12月5日前後の時点で、この事実を知らなかったとしても、日本政策金融公庫からの融資が得られるか否かを判断するにあたっては、訴外会社の出資金額については、当然、確認をしておくべき事実であったにもかかわらず、これを怠った点に過失がある。

9 2月10日の支出時に融資ができなかった場合を想定していなかったこと

山本町長は、具体的な根拠もなく、日本政策金融公庫からの融資が行われるという認識であったため、「仮に、融資がなされない」場合には、どのような事態になって、どういう対応をしなければならないかについても、想定していなかった旨供述した（山本2回目19頁）。

しかし、これは、自己資金が調達できずに事業が開始できず、その結果、御船町が国に対して補助金を返還しなければならないという事態を想定していなかったということであるが、融資がなされない場合を想定することは当然可能である。

10 5月29日の2回目の支出までに新たな融資の可能性がなかったこと

山本町長は、平成21年2月16日の日本政策金融公庫からの融資拒絶の後、2月23日に関係者で協議を持った際に、芥川係長（当時）から、訴外会社の販路や収支計画の根拠が示せないこと、訴外会社が 氏一人ではなく、もっと準備ができる体制が必要だという趣旨の指摘がなされた点について、「ノウハウを持っておられる」 氏が事業を進めることについて「体制がどうのこうの」とは思わず、「会社の方として」「どうにかやるという方向が強かった」と思っていた旨供述した（山本2回目20頁）。

そして、新たな融資先として、 氏の名前が出てきたかどうかも記憶にないような状況で（山本2回目21頁）、訴外会社が熱意を示したので、具体的な根拠はなかったものの、次の融資先を探すという流れとなった旨供述した（山本2回目22頁）。

さらに、平成21年3月28日付け「確約書」（甲22）、及び、同年4月15日付け「確約書」（甲23）について、その作成について山本町長が指示したかどうかすら「覚えてい」ないとし（山本2回目22頁）、これらの確約書を見て、「宮崎の人」から融資があるだろうという認識の下で、御船町として特段、議論をすることもなく、融資が得られると「思わざるを得なかった」と供述した（山本2回目23頁）。

さらに、山本町長は、平成21年3月30日から同年4月17日までの間に、5回にわたって芥川氏に命令して、同氏を宮崎にまで派遣し、最終的に4月20日に 氏からの融資がなされると報告がなされているにもかかわらず、 氏に関する調査も行ってもいないと供述した（山本2回目

28頁)。さらに、その4月20日には、宮崎に担当者が行ったかどうかも「分かりません」と供述した(山本2回目29頁)。

さらに、裁判所による「融資の話が確かなものなにかどうかという点について、どういった裏付け調査をされているのか」という補充尋問に対しても、「調査自体は、していません」と何もしていないことを認めている(山本2回目36頁)。なお、御船町が、融資の話について、調査をしなかった理由について、島田証人は「町の方が信用調査などをすることによって、新たな融資話を妨害することになる」旨証言しているが(島田7頁)、まったく不合理である。

このような状況においては、山本町長は、宮崎の〇〇氏から融資がなされるかどうかの調査も行わずに、担当者を宮崎に派遣せず、〇〇氏からの融資が得られると信じたという過ぎないことが明らかである。

11 訴外会社の組織変更等を知っていたこと

さらに、山本町長は、平成21年5月26日付けで訴外会社の代表取締役役が〇〇氏から〇〇氏に代わったことを、「〇〇氏か、担当者か、どちらか」聞いたとしながら(山本2回目25頁)、その時期については、平成21年6月議会(6月11日から15日にかけて行われた)頃に聞いたと供述した(山本2回目26頁)。

また、熊電施設が自己株式を売却して、その代金2400万円を訴外会社から引き上げたことも「あとで聞いた」と供述しながら(山本2回目25頁)、時期については、〇〇氏が、平成21年5月27日頃には御船町側に伝えたというにもかかわらず、その時期には「聞いていない」と供述した(山本2回目26頁)。

しかし、一方で、島田証人は、訴外会社の代表取締役の交代については、

〇〇氏が「(代表取締役を)交代したいという話は、その前にされていました」と証言しており、実際に代表取締役が交代した平成21年5月26日以

前から、島田氏はこれを知っていた（島田 21 頁）。そして、島田氏はそのことは重要な組織変更だと思ったため、山本町長にも報告したと明確に証言している（島田 21 頁）。そうすると、少なくとも、平成 21 年 5 月 26 日以前の段階で、山本町長は、訴外会社の代表取締役の交代については知っていたことになるのであるから、この点に関する山本供述は全く信用できない。

さらに、山本町長は、平成 21 年 6 月議会の前頃から、直接、携帯電話を使って、 氏とやり取りをしていたことは認めており（山本 2 回目 30 ないし 31 頁）、そうすると、訴外会社の代表取締役の交代の事実や、2400 万円の引き上げの事実のような重要な事柄については、当然、訴外会社を実質的に支配していた 氏から聞いていたと考えるのが合理的である。

したがって、山本町長は、第 2 回目の補助金支出時である平成 21 年 5 月 29 日頃には、訴外会社の代表取締役の交代、あるいは、自己資金 2400 万円の引き上げの事実を知っていたというべきである。

12 山本町長に過失があること

(1) 結果を予見していたこと

以上からすれば、山本町長は、第 1 回目の補助金交付時である平成 21 年 2 月 10 日の時点で、本件補助金事業が開始できない場合には、御船町が自らの財政を切り崩して、国に対して補助金を返還しなければならないことを知っていたのであるから、いったん補助金の交付を受けた訴外会社が事業を開始できない場合には、御船町が国に対して補助金を返還しなければならなくなり、御船町に損害が出る可能性があることを予見していた。

(2) 結果回避義務（自己資金調達状況の確認義務）違反があること

ア 第 1 回目の支出について

そして、御船町の財政執行者として善良なる管理者としての責任を負う山本町長は、上記損害を防止するために、平成 21 年 2 月 10 日の時点において、訴外会社が事業を開始できるように、旧春野町における補助金返還事

例などを参考にして、事業用地の購入代金などの自己資金が確保されるか否かを確認すべき法的義務があった。

しかし、山本町長は、訴外会社が当初の予定よりも大幅に低い3,310万円の出資金しか集まらなかったにもかかわらず、国が認めた補助金事業であるから日本政策金融公庫から融資があるものと轻信し、担当者に特段の報告を求めず、仮に融資がなされなかった場合のことも全く想定すらせずに、第1回目の補助金交付に至ったものであり、この点に、結果回避義務（自己資金調達状況の確認義務）違反がある。

イ 第2回目の支出について

さらに、山本町長は、平成21年2月16日に日本政策金融公庫からの融資が拒絶され、民間金融機関からの融資も可能性が絶たれたにもかかわらず、宮崎の〇〇氏の資産調査を何らすることなく、具体的な根拠もなくして、

〇〇氏らからの融資が実行されるものと轻信し、さらに、平成21年5月下旬頃には、訴外会社の代表取締役の交代や2,400万円の引き上げ等の重要な組織変更の事実を知っておきながら、平成21年5月29日の第2回目の補助金交付に至ったものであり、この点にも結果回避義務（自己資金調達状況の確認義務）違反があることは明らかである。

(3) 結論

以上より、山本町長には、本件損害について、過失があることは明らかである。なお、原告らは、必ずしも重大な過失を要するものとするものではないが、本件では重大な過失があったことも明らかである。

第3 事業実施主体の信用性確認義務違反

1 山本町長には事業実施主体の信用性確認義務がある

原告ら第4準備書面において主張したとおり、地域バイオマス地活用交付金実施要綱（甲第16号証）は、「事業実施主体の市町村に対する事業状

況報告義務」を課し、「運用開始後の5年間」について、毎年度、運営管理状況を地方農政局長に報告しなければならないとする。これに加え、補助金適正化法上の諸規定によれば、事業が遂行されなかった場合には、御船町自身が国に対する補助金返還義務を負うべき地位にあったのであるから、山本町長には、事業実施主体が、少なくとも5年程度は事業を実施できる程度の資力、自己資金調達可能な程度の信用性など、企業としての信用性を有するものであるか否かを確認すべき義務があった。

御船町自身も、肥後銀行との融資に関する交渉の回答書のなかで「事業が途中で立ち消えた場合などは、(交付金の)返済の必要が出てくる。今回の事業は御船町のバイオマスタウン構想に基づいた事業計画のため、町はこの事業の計画主体としての立場がある」と述べ、また、「国への交付金は町からの申請になるため、5年間はこの事業にかかわりあっていかなければならない」(乙第84号証2枚目)と回答しており、前記5年間の義務の存在を認識していた。

したがって、山本町長には、事業実施主体が、少なくとも、5年程度は事業を実施できる程度の資力、自己資金調達可能な程度の信用性など、企業としての信用性を有するものであるか否かを確認すべき義務があったことは明らかである。

2 本件チェックマニュアルによるチェックについて

(1) 被告は、事業計画、事業実施主体等の事項について、本件チェックマニュアルに基づき、審査をしている。

しかし、従前主張しているとおり、出資者の把握について個人とすべきものを企業と記載するなど杜撰な審査を行っている。

また、訴外会社は、出資金については当初の予定の約半分の3,310万円しか確保できておらず、定款における本店所在地も何ら権限のない土地を所在地としており、登記簿上の本店所在地も出資者の一人である株

式会社熊電施設の事務所所在地とされていることなどからすれば、約10億円もの自己資金を必要とする事業を行いうるだけの信用性がある企業とはいえないことは明らかであった。

- (2) 訴外会社は、平成20年10月17日に設立されたばかりの会社であったため、本件チェックマニュアルにおいて出資者等の決算書等の審査を要求されている。

被告は、出資会社等の決算書類等の確認をしており、適正に審査した旨主張するが、何を持って優良企業、信用できる企業と判断したのかが不明である。

むしろ、訴外会社が、出資金については当初の予定の約半分の3,310万円しか確保できていないことを踏まえれば、約10億円もの自己資金を必要とする事業を行いうるだけの信用性がある企業とはいえないことは明らかである。

この点に関して、島田証人は、「環境資源開発は、代表が〇〇氏、それから〇〇氏が役員として入っておられる企業です。〇〇氏は、日本で有数のガス化に関する研究をされている大阪市立大学の名誉教授という形で、そういったガス化関係の第一人者であるというふうに認識をしておりました。そういった方と、竹の専門知識の豊富な〇〇氏、こちらのお二人が、竹の関係の業務する企業として立ち上げられた会社であり、資金的には、立ち上げたばかりの会社でありましたので、実績等はなかったのですが、その二人の知識という部分で、御船町の事業の中に入ってこられるに当たっては、最も優良な部分ではないかという判断をしたと思います」（島田11頁）と述べている。この証言からすれば、少なくとも訴外会社の資金的な信用性について十分な検討を行ったことは見て取れず、資金面の事業実施主体の信用性の確認を怠ったと評価するほかない。本件においては、訴外会社が、自己資金が調達できずに事業が頓挫していることを踏まえる

と、事業実施主体の資金面の信用性の確認という極めて重要な事項についての確認義務を怠ったといわざるを得ない。

- (3) また、訴外会社の出資金が、当初の予定の半分程度の3,310万円しか集まらなかったことについて、山本町長は、平成21年の6月議会の前後まで知らなかったと供述する（山本2回目26、33頁）。しかし、平成20年12月5日付けで訴外会社の現在事項証明書を御船町は取得していることからすれば（乙第16の2号証）、遅くとも同日までに山本町長が訴外会社の出資金が3,310万円しか集まらなかったことを知っていたといえ、この点に関する山本町長の供述は信用できない。仮に、山本町長がかかる事実を知らなかったとすれば、山本町長は、御船町が取得した訴外会社の現在事項証明書の確認すら行っていないこととなる。

3 小括

以上のとおり、山本町長には、事業実施主体が、少なくとも、5年程度は事業を実施できる程度の資力、自己資金調達可能な程度の信用性など、企業としての信用性を有するものであるか否かを確認すべき義務があったことは明らかであり、山本町長は、かかる義務に違反したうえ、その後も自己資金を調達できない訴外会社に対して、漫然と補助金の交付を行った重大な善管注意義務違反がある。

第4 事業存続可能性の確認義務違反について

- 1 御船町が本件事業の存続可能性を確認する義務に違反していることは、後述のように明らかである。

2 事業用地について

- (1) まず、本件事業の存続には、工場を建設するための事業用地が不可欠である。本件事業用地の取得については、地域バイオマス利活用交付金実施要綱（甲第16号証）、同要領（甲第17号証）上、本件補助金を使用する

ことはできない。このことについて、山本町長は、1回目の補助金支出である平成21年2月10日までに「聞いていない」（山本2回目6頁14行目ないし16行目）と述べている。さらに、結果的にそのことを聞いたのは、2回目の補助金支出である平成21年5月29日より「たしか後だったと思います」（山本2回目6頁下から7行目）とし、その事実を知った時期については、はっきりしない旨の供述している（山本2回目6頁下から6行目）。はっきりと記憶していないことの理由として、山本町長は、この事実が「細かなこと」（山本2回目7頁6行目）であったためと供述している。

このような供述自体、山本町長が事業存続に不可欠である本件事業用地取得を軽視していたことは明らかである。

- (2) 次に、この事業用地の取得方法について、購入、賃借のどちらの方法によるか、という点について本件事業用地取得の交渉当初は、御船町は、熊本県に対して賃借と購入の「どちらになるか、分からないということで話」（島田9頁下から1行目）をしていた。このように、御船町は早い段階から本件事業用地について賃借で取得することも視野に入れていたことがわかる。

しかし、山本町長は、平成21年10月1日の時点で「この事業は、借地じゃできないんです。この事業自体がですね。バイオマスタウン事業の。」（甲第50号証6頁下から5行目）と議会で述べており、本件事業用地取得が賃借ではできない旨の発言をしている。このことは、山本町長が事業用地の取得につき不正確な知識しかなかったことを端的に示している。

- (3) さらに、本件事業開始に先立ち、平成20年7月14日、15日に御船町の職員である野口氏、芥川氏、島田氏の3人が高知県旧春野町に視察に行き、「用地の変更ということを求められている状況の中で、その用地の

変更の代替地というところが、はっきりしないというところで、事業がストップしている」(島田18頁4行目) 現状を確認し山本町長に報告している。この報告については、山本町長も旅行復命書(甲第39、40、41号証)により確認している(山本2回目9頁13行目)。

しかし、山本町長は、春野町がいかなる理由で事業を中止し、補助金をいくら国に返還したか等の視察結果について特に認識していない(山本2回目11頁最終行)。山本町長は、旧春野町を「先進地視察研修」(山本2回目9頁下から5行目)と位置づけて視察しておきながら、その視察結果すら把握していないことは、事業用地の取得が事業実施の鍵を握るという視察結果が本件事業に全く活かされず、御船町が本件事業の審査を行ったことを端的に示すものである。

- (4) このように、山本町長は、事業用地の取得という本件事業存続に不可欠な事項について、正確な知識を有さないまま、本件事業を審査しているだけでなく、本件事業用地取得を「細かなこと」として軽視している。このことからすれば、山本町長が事業存続可能性の確認を杜撰に行ったことは明らかである。

3 販路の確認について

- (1) 本件事業を存続させるためには、工場で生産された成果物の販路が確保され、訴外会社が利益を上げることが必要であった。成果物の販路の有無を確認するためには、市場における成果物の需要の調査などが不可欠である。特に本件事業は、被告も強調しているように新規の事業であり、その成果物の需要は不透明であったといえ、需要調査は慎重かつ丁寧に行うべきであった。
- (2) 訴外会社の社長であった 氏は、本件事業の売り上げの予測について、他の事業を参考にしたこともなく(別役10頁1行目)、コンサルタントに委任して市場調査をしたこともない(別役11頁7行目)と証言した。

すなわち、訴外会社は、成果物の販路について、きちんとした市場の調査はしていない。そして、御船町も販売予定先に聞き取りはしているものの、専門のコンサルタントに市場調査等を依頼はしていない。

結局、本件事業においては、訴外会社、御船町の両者とも、販路の確認について信頼できる調査を行っておらず、およそ慎重かつ丁寧な調査が行われたとはいえない。

- (3) したがって、販路の確認について御船町の審査は杜撰なものであったといわざるを得ない。

4 小括

以上のように、本件事業存続に必要な用地の取得及び販路の確認の審査は、杜撰なものであったといえ、御船町には事業存続可能性の確認義務違反があることは明らかである。

第5 「財産管理」を「怠る事実」による損害賠償請求

1 「怠る事実」の違法性を基礎づける作為義務

本件では、平成21年2月10日付けで、御船町は訴外会社に2億円を交付し（行為①）、さらに、同年5月29日付けで、同町は訴外会社に9279万3000円を交付し（行為②）、平成23年1月31日付けで、同町が、自らの財政調整基金を取り崩して2億9279万3000円を返還している（行為③）。

しかし、御船町が訴外会社に対して、補助金を交付して以降も、訴外会社が自己資金を調達できないとすれば事業が遂行できず、将来、御船町が国に対して補助金を返還しなければならない法的地位にあったことは従前の主張のとおりである。

そうすると、御船町が訴外会社に対して、補助金を支出して以降も、山本町長は、御船町の執行責任者として、御船町に損害を与えることがないよ

う、御船町民の血税の使途につき誠実に事務を遂行しなければならず（地方自治法第138条の2）、また、このような首長の地位・職務内容に照らせば、山本町長と御船町の関係は本質的には委任関係にあり、山本町長が委任契約に基づく善管注意義務の履行を怠った結果、御船町に損害を与えた場合には、山本町長が御船町に対し、損害賠償義務を負う。

本件においては、山本町長は、訴外会社に対して補助金を交付した後、訴外会社が自己資金を調達できない可能性が高まった段階で、速やかに御船町補助金交付規則7条3号により補助金交付決定を取り消して、訴外会社に対して不当利得返還請求権を行使すべきであったにもかかわらず、これを怠り御船町に損害を与えたものである。

2 補助金返還に至る経緯

本件において、補助金返還に至る経緯は、以下のとおりである。

- (1) 平成20年10月17日、訴外会社が資本金3,310万円で設立登記する。訴外会社の資本金は、6,600万円の予定であったが、3,000万円出資予定であった環境資源開発株式会社の資本金が10万円となるなどし、当初の計画の約半分の資本金3,310万円での訴外会社設立となる（甲第28号証2,3頁、乙第16号証の2）。
- (2) 平成20年12月15日、御船町が九州農政局に5億2085万7000円の地域バイオマス地活用交付金を申請する（乙第86号証）。
- (3) 平成21年1月13日、訴外会社が、御船町に対し、約5億2100万円の補助金申請書及び内2億円の概算払請求書を提出する。翌14日、御船町が、九州農政局に対し、地域バイオマス地活用交付金2億円の概算払いを請求する（乙第97ないし99号証）。
- (4) 同年2月10日、御船町が訴外会社に対し、補助金2億円を交付する（乙第103号証の1,105,106号証）。
- (5) 同月16日、日本政策金融公庫から御船町と訴外会社に対し、融資を断

- る旨の連絡がある（乙第 123,124 号証）。
- (6) 同月 23 日、訴外会社と御船町が、金融機関からの融資断りを受けて、竹バイオマスの今後について協議する。協議の中で、氏が「今資金の調達を行っている。昨年からの融資の残額について協議を行っている。ほぼ詰めの段階になっている。今週中には決定する。」と述べる（乙第 109,110 号証）。
- (7) 同年 3 月 28 日、同年 3 月 30 日までに融資を行うという氏の確約書が御船町に提出される（甲第 23 号証）。
- (8) 同年 4 月 6 日、御船町が、農水省に対し、地域バイオマス利活用交付金 9 2 7 9 万 3 0 0 0 円の交付を申請する（甲第 21 号証、乙第 126 号証）。
- (9) 同年 5 月 25 日、訴外会社の出資者の一人であった株式会社熊電施設は、訴外会社との間で、熊電施設が保有していた訴外会社の発行済み株式 5 4 0 株を、代金 2 7 0 0 万円で売り渡す（自己株式取得）契約を締結した（甲第 32 号証）。訴外会社は、同日付けで、熊電施設に代金 2 7 0 0 万円のうち 2 4 0 0 万円を支払った（甲第 21 号証 13 頁）。
- (10) 翌 26 日、訴外会社の代表取締役役に...に代わり氏が就任する（甲第 29 号証）。
- (11) 同月 29 日、御船町が訴外会社に対し、補助金 9 2 7 9 万 3 0 0 0 円を交付する（乙第 135 号証）。
- (12) 同月 6 月 23 日、初めて、竹バイオマス補助金のうち 2 0 0 万円を目的外使用する（甲第 43 号証）。
- (13) 平成 22 年 2 月 9 日、訴外会社が山本町長に対し、「自己資金の調達ができず、地域バイオマス地活用補助金を使つての事業を断念する」旨の文書（乙第 136 号証）を送付した。
- (14) 同年 12 月 7 日、御船町が、訴外会社に対し、御船町補助金交付規則第 7 条 1 項 3 号（事業遂行のための自己資金が調達できず、補助事業が中止

となり補助事業の目的が達成できないため)に基づき、補助金交付決定を取り消し(乙第168号証の2)、返還期限を同月20日として、2億9279万3000円の返還請求を行った(乙第168号証の3)。

(15) 平成23年1月31日、御船町は、国に対し、2億9279万3000円を返還した(乙第173,174号証)。

3 証人尋問等によって明らかとなった事実

(1) 訴外会社の出資金が当初の計画から大幅に減少していること

別役証言によれば、訴外会社は、当初、熊電施設株式会社の会長であった〇〇〇氏より、最大で1億円の出資をしてもらい、追加で2億2000万円の融資を受ける計画であった(〇〇〇30頁)。その後、熊電施設1社で6,000万円出資する計画に変更し、さらに、熊電施設株式会社が3,000万円、環境資源開発株式会社が3,000万円、東亜機工株式会社代表取締役である〇〇〇氏が個人で300万円、宇部テクノエンジ株式会社が300万円の合計6,600万円を出資金とする計画に変更しており、このことは御船町も知っていた(〇〇〇31、32頁、島田11、12頁)。

しかし、実際に出資されたのは、熊電施設から3,000万円、〇〇〇氏個人が300万円、環境資源開発株式会社が10万円の合計3,310万円にとどまった(〇〇〇33頁)。

訴外会社の出資金は、当初の最大で1億円から3310万円と大幅に減少している。

(2) 訴外会社に出資した環境資源開発株式会社の実際の出資者は、〇〇〇氏であったこと

別役証言によれば、平成20年9月に設立されたばかりで、資本金が45万円の環境資源開発株式会社が、訴外会社に出資予定であった3,000万円は宮崎の〇〇〇氏が出資する予定であったが、〇〇〇氏は3,000万円の出資をしなかった(〇〇〇33頁)。

- (3) 日本政策金融公庫からの融資拒絶後、行為②の補助金支出までの融資先候補は〇〇氏だけであり、御船町は、〇〇氏の資産調査など一切行っていないこと

野口、島田、山本尋問等により、平成21年2月16日、訴外会社が、日本政策金融公庫から融資を断られた後、行為②の補助金支出までの融資先は、宮崎の〇〇氏のみであったこと、及び、御船町は〇〇氏に対して何億円もの融資が可能な人物であるかについての資産調査などを一切行っていないこと（野口23、31、32頁、島田23頁、山本2回目27、28、35、36頁）が明らかとなった。

- (4) 〇〇氏が、融資等を全く実行していないこと

訴外会社に対する環境資源開発株式会社の出資は、実質的には、〇〇氏が拠出することになっていたが、〇〇氏は、3,000万円の出資予定額の支出をしなかった（〇〇：32、33頁）。

また、訴外会社が日本政策金融公庫に融資を拒絶された後の平成21年2月23日に訴外会社と御船町とで行われた話し合いで、〇〇氏が確実な融資先として挙げたのも〇〇氏からの融資であった（〇〇：39頁）。

その後、平成21年3月28日付け、及び、同年4月15日付けで〇〇名義の融資確約書が御船町に提出されているが、いずれの融資も実際の融資者は、〇〇氏であった（〇〇：41ないし44頁）。

さらに、〇〇氏は、その後も融資を実行すると〇〇氏に述べており、現在でも融資すると述べているようだが、融資は全く実行されていない（〇〇：44頁）。

なお、〇〇氏については、読売ジャイアンツのオーナーと懇意にしている、金融業をしているらしいとの情報しかなく、職種や資産等は明らかになっていない（〇〇：25、26、51、52頁）。

- (5) 〇〇氏は、平成21年5月27日までに、訴外会社の株主であった熊電

施設株式会社が自己株式売買に基づき訴外会社の資本金のうち2,400万円を引き出したことを御船町に伝えており、山本町長もかかる事実を認識していたこと

証言によれば、平成21年5月25日、訴外会社の役員会が行われ、同役員会において、株主である熊電施設株式会社の株式を訴外会社が2,700万円で売買し、同日、うち2,400万円を訴外会社が熊電施設株式会社に支払ったこと、同月26日もしくは27日に熊電施設株式会社の代表取締役である 〇〇氏より 〇〇氏に2,400万円の引き出しに関する電話連絡があり、同日、 〇〇氏が、上記2,400万円の引き出しを御船町に伝えたことが認められる（別役36、37、48、49頁）。

この点、山本町長は、上記の2,400万円の引き上げについては、平成21年5月下旬には聞いておらず、同年6月議会（同月11日から15日開催）の後に聞いた旨供述する（山本2回目25、26頁）。

しかし、山本町長は、本住民訴訟において個人責任を追及されている当事者であって虚偽供述の危険性は高いことに加え、本事業に際し、御船町から高知県旧春野町に職員を派遣した旅行復命書について、決済印は押したが、内容については記憶にない（山本2回目9ないし11頁）旨供述するなど供述内容が極めて不合理であり、また、供述態度も極めて不誠実でありその供述は全く信用できない。

一方、 〇〇証言は、 〇〇氏は本事業に関し、その立場からすれば御船町側の証人であり、殊更御船町に不利益となる虚偽供述をする危険性はなく、その証言も合理的かつ自然であって、本事業に関して必要に応じて御船町に相談ないし報告してきたという他の証言とも整合しており、その証言は信用できる。

- (6) 〇〇氏が、平成21年6月23日に本件補助金の目的外使用をする前に、御船町に対し、事業を継続するためには、補助金を目的外使用するしかな

い旨を伝えていたこと

証言によれば、〇〇氏が、平成21年6月23日に本件補助金の目的外使用する前に、御船町職員であった芥川氏に「会社に7万円しかなくなった。事業を継続するためには補助金を事業費に充てるしかない」趣旨の話をした（〇〇 38頁）。

そして、御船町職員であった芥川氏が、かかる重要事項について山本町長に報告しないことは考えられず、当然山本町長もかかる事実を認識していた。

この点につき、山本町長は、〇〇氏の本件補助金の目的外使用の事実は、「かなり後で知った」旨供述する（山本2回目30、31頁）。しかし、前述したとおり、山本供述は、虚偽供述の危険性が高いことに加え、供述内容が極めて不合理であり、また供述態度も極めて不誠実でありその供述は全く信用できない。

一方、〇〇証言は、前述のとおり、〇〇氏は本事業に関し、殊更御船町に不利益となる虚偽供述をする危険性はなく、その証言も合理的かつ自然であって、本件補助金を目的外使用する前に御船町職員に相談したという証言は、〇〇氏が補助金適正化法違反の事実で検察官に取り調べを受けたときの供述調書とも整合しており（甲第59号証3頁目）、その証言は信用できる。

4 小括

上記2及び3によれば、訴外会社の設立時の出資金が、当初の1億円から3,310万円に大幅に減少しており、山本町長もかかる事実を認識していたこと、平成21年2月16日、日本政策金融公庫から訴外会社が融資を断られた後、少なくとも、行為②までの間の訴外会社の新たな融資先は宮崎の〇〇〇〇氏個人のみであったこと、〇〇氏は、訴外会社の出資金のうち環境資源開発株式会社の3,000万円の実質的な出資予定者であったが3,000万円を出資しなかったこと、〇〇氏は、その後一切融資ないし出資を

行っていないこと、御船町は、〇〇氏の資産調査を一切行っていないこと、同年5月27日までに山本町長は、訴外会社から熊電施設株式会社が、自己株式売買により2,400万円を引き上げていることを認識していたこと、遅くとも同年6月23日には、山本町長は、〇〇氏から本件補助金を目的外使用する旨聞いていたこと、というべきである。

そうすると、山本町長は、予定の出資金の3分の1程度しか出資金が集まらなかった訴外会社が、日本政策金融公庫から融資を断られた時点で、訴外会社が新たな融資先から融資を得ることが困難であることを認識するべきであったことは勿論のこと、その後の〇〇氏からの融資の実現可能性についても慎重に検討すべきであったにもかかわらず、御船町として〇〇氏の資産調査を何ら行っていないことに加え、同年5月25日、訴外会社から自己株式売買により熊電施設株式会社が2,400万円を引き上げたことを踏まえれば、遅くとも、この時点で、訴外会社が自己資金を調達できない可能性は極めて高まったと言わざるを得ない。

したがって、御船町が、訴外会社から熊電施設株式会社が2,400万円を引き上げたことを知った同年5月27日の時点で、山本町長は、速やかに御船町補助金交付規則7条3号により補助金交付決定を取り消して、訴外会社に対して不当利得返還請求権を行使すべきであったにもかかわらず、これを怠り御船町に損害を与えた。

第6 返還行為の違法性について

- 1 御船町は、平成23年1月31日に本件補助金2億9279万3000円を国に返還しているが、この返還行為は後述のように違法である。
- 2 訴訟上の主張と議会での説明が矛盾すること

被告は、本件訴訟において本件返還行為を行った理由のひとつとして、「補助金返還命令の要件を欠いていたものの、国より補助金返還命令が出さ

れることが危惧されていた状態であったので、仮にそれが出された場合の悪影響をも考慮していた」(被告準備書面2、11頁)と主張している。

しかし、山本町長は、「自主返還しなければ、加算金が付くという状況であった」(山本2回目4頁8行目)、「もし自主返還されないとするとする場合は、返還命令が出たというふうに認識しております。」(山本2回目6頁3行目)と補助金返還命令の要件を充たしていた旨供述した。また、野口氏も「返還命令が、国が出すということになれば、加算金は、適化法の中で付くというような話は、聞いておりました。」(野口21頁4行目)と、補助金返還命令の要件は充たしていたと証言した。加えて、山本町長は、議会においても加算金が付く旨の発言を繰り返している(原告ら第5準備書面11頁参照)ことからすれば、当時、補助金返還命令の要件を充たし、加算金が付くことが確実であったと山本町長は認識していた。

したがって、被告の「補助金返還命令の要件を欠いていた」とする準備書面上の主張は、議会での発言及び当法廷での証言(供述)と矛盾するものである。このように、補助金返還命令の要件を充たすか否かについて、被告が矛盾する主張や証言をしていること自体、補助金返還に際しての山本町長の議会での説明もそのような不確かな情報の下で行ったことを示すものである。

よって、本件返還行為は不確かな情報しか提供されていない議会で議決に基づき行われたものであり、手続的適正を欠いている。

3 国に対して一部減額の交渉をしていないことについて

山本町長は、本件返還行為に際して、「国も認めたから国も責任があるんじゃないかということも、考え方としてはありますけれども」(山本1回目10頁下から7行目)と供述している。この山本供述によれば、国にも責任があることから、補助金について全額ではなく一部のみを返還する考え方があることを当時認識していた。

しかし、実際には、御船町は、国との間で返還額の減額の交渉をまったくせずに全額を返還した（野口21頁1行目）。

このように、御船町は、補助金返還に当たり、御船町の財政にとって、より損害の生じない方法が選択肢として存在し、かつその方法を認識していたにもかかわらず、その選択肢を実現するための方策を一切採っていない。すなわち、採るべき手段を採らず、漫然と返還行為をおこなっており、山本町長は、御船町のために誠実に事務を遂行（地方自治法第138条の2）していないといえる。

4 小括

以上のように、本件返還行為は手続的適正を欠くだけでなく、誠実執行義務違反も認められ違法である。

なお、上記の記述は、返還行為のみを独立してみた場合であっても違法であるという主張であるが、そもそも本件返還行為は、本件事業の補助金の返還であるから、その違法性を検討するにあたっては、返還の原因となった本件事業の一連の経緯は当然考慮されるべきである。そして、原告らが主張している本件事業の経緯を踏まえれば、本件返還行為の違法性はより強いものとなる。

以上